

# 高等学校等就学支援金 収入状況届等に係る手続きについて

この制度は、御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

所得基準額未満の世帯の方は、高等学校等就学支援金の申請・認定を経て、国から交付される就学支援金を学校設置者（京都府・京都市）が、授業料に充てるため、授業料の納入は必要ありません。

**所得基準額：道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額（均等割額を除く。）の合算額で判定します。**

※親権者（父・母など）の所得割額の合算が、  
50万7,000円以上・・・授業料納入が必要となります。  
50万7,000円未満・・・就学支援金受給対象となり、授業料の納入は不要となります。

令和元年7月分から令和2年6月分の就学支援金受給資格審査のため、全ての世帯の方から申請書・届出書等の書類を提出いただき、所得の状況等について審査を行います。申請書・届出書等の書類の提出がない場合は、授業料の納入が必要となりますので、書類提出が遅れないようお願いします。

	課程	京都府立高校
(参考) 授業料額	全日制	月額9,900円
	定時制	月額1,250円 (16単位以上の場合)

**【提出期限】** 7月12日(金)  
**【提出先・問い合わせ先】** 東舞鶴高等学校 事務室  
0773-62-5510

京 都 府 教 育 委 員 会

# 1 支給の対象

高等学校等就学支援金は、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の方に支給されます。(学校設置者(京都府)が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、生徒・保護者が直接受け取るものではありません。)

## 2 提出書類

### ◆今年度変更点

令和元年7月の手続から、所得要件を確認する添付書類として、**保護者等のマイナンバー関係書類を提出**いただくことができます。(ご提出いただいたマイナンバー情報により、保護者等の住民税の課税状況を京都府が確認し、就学支援金の判定を行います。)

ただし、**生活保護受給の方や所得の未申告の方については、マイナンバー情報による住民税の課税状況が把握できませんので、従来どおり、生活保護受給証明書又は住民税の課税(非課税)証明書の提出が必要となります。**

### ◆次の(1)から(3)のうち該当する必要書類を、在学する学校へ提出してください。

※次の(1)又は(2)に該当する方は、受給資格認定申請書・収入状況届出書のどちらか該当する方にチェックを入れて提出してください。

#### (1) 初めて就学支援金を申請する方 (以前、申請をしたが不認定となった方を含みます。)

→「**受給資格認定申請書**」に、**保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類を添付**して提出してください。(マイナンバー関係書類を、**郵送**で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「**書留郵便**」扱いでお願いします。)

**(なお、マイナンバー関係書類を提出いただいた方は、今後毎年7月の所得の確認手続は不要になります。)**

#### (2) 既に、就学支援金の認定を受けている方

(主に、現在授業料の負担のない方です。就学支援金支払い差止め中の方を含みます。)

→「**収入状況届出書**」に、**保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類を添付**して提出してください。(マイナンバー関係書類を、**郵送**で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「**書留郵便**」扱いでお願いします。)

**(なお、マイナンバー関係書類を提出いただいた方は、今後毎年7月の所得の確認手続は不要になります。)**

#### (3) 就学支援金の申請をしない方

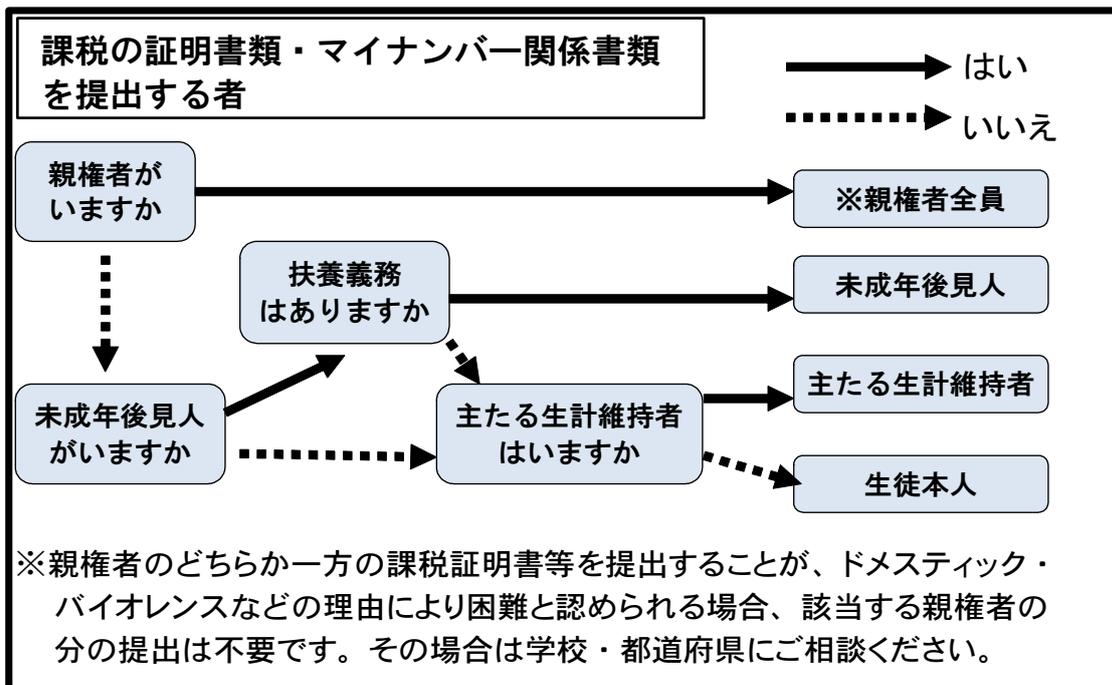
→道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合算額が50万7,000円を超えていることを次頁以降の住民税の課税の証明書等により確認の上、「**就学支援金意向確認書**」(保護者等の住民税の課税の証明書又はマイナンバー関係書類の添付は不要です。)を提出してください。(※令和元年7月分以降の授業料の納入が必要となります。)

## 3 課税証明書等・マイナンバー関係書類について

原則、**親権者(父・母)2名分**の住民税の課税の証明書等又はマイナンバー関係書類のいずれかを提出していただきます(親権者が1名の場合は、1名分の証明書を提出)。

親権者がいない場合は、次のフロー図に従って住民税の課税の証明書等又はマイナンバー関係書類等を提出してください。

ただし、親権者のどちらが一方が**控除対象配偶者(同一生計配偶者)**で、かつ給与収入が100万円以下の場合は、配偶者の住民税の課税の証明書(証明書に控除対象配偶者(同一生計配偶者)有の記載が必要)又はマイナンバー関係書類の添付は省略できます。



#### 4 マイナンバー関係書類とは

次の(1)から(4)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、個人番号・氏名・生年月日を記入して、配布の添付書類用封筒に入れてのり付けで封をして提出してください。(マイナンバー関係書類を、郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱い でお願ひします。)

**注** 生活保護受給の方や所得の未申告の方については、マイナンバー関係書類を提出されても住民税の課税状況が把握できませんので、従来どおり、生活保護受給証明書又は住民税(非課税)証明書の提出をお願いします。 詳細は次ページの「5」へ

- (1) マイナンバー(個人番号)カードのコピー
- (2) マイナンバー(個人番号)通知カードのコピーと本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
 …生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。
- (3) 住民票(個人番号記載のもの)原本(※手数料が必要)と本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
 …生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。
- (4) 住民票記載事項(個人番号記載のもの)原本(※手数料が必要)と本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
 …生徒が学校へ持参提出する場合は、保護者等の本人確認書類は不要です。

☆本人確認書類については別添の「課税証明書など・マイナンバー(個人番号)カードの写」などの書類の提出方法について」をご覧ください。

## 5 住民税の課税の証明書類とは

次の(1)から(4)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙と一緒に、配布の添付書類用封筒に入れてのり付けで封をして提出してください。

### (1) 生活保護受給証明書

…平成31年1月1日現在の「生活扶助」の受給が証明できる証明書の発行を依頼してください。  
(例) 証明書の備考欄に「平成31年1月1日現在生活扶助受給中」と記載されている。

### (2) 令和元年度(平成31年度)の住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー

…給与所得者の場合、今年の6月頃に勤務先から配布されています。

※記載事項全てをコピーしてください。

### (3) 令和元年度(平成31年度)の住民税の納税通知書のコピー

…自営業者の場合、今年の6月頃に市町村から送付されています。

(営業所と個人の居住地が異なる場合は、個人あてに送付された方を提出してください。)

※通知書が複数枚ある場合は、全てコピーしてください。

### (4) 令和元年度(平成31年度)の住民税の課税(非課税)証明書の原本

…(2)、(3)がない場合、市町村の窓口で交付を受けてください。(※手数料が必要)  
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の記載がある課税証明書(全部事項証明書)の交付を依頼してください。所得未申告のため証明書が発行されない場合は、所得を申告の上、課税(非課税)証明書の交付を受けてください。

※住民税所得割非課税・生活保護受給世帯で「奨学のための給付金」を同時に申請される場合は、就学支援金に「原本」を、「奨学のための給付金」に「コピー」を添付してください。

「奨学のための給付金」については後日御案内しますので証明書の写しを準備していただきますようお願いいたします。

**源泉徴収票は、道府県民税・市町村民税所得割額が確認できないため使用できません。**

## 6 その他必要な書類

親権者以外の主たる生計維持者の証明書を提出する場合は、その者が生徒の生計を維持していることが分かる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

### 注意事項

- ・消せるボールペンは使用しないでください。
- ・修正ペン、修正テープは使用しないでください。
- ・記入間違いのあった場合は、二重線で削除し、訂正してください(訂正印は不要です。)